

議案第94号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員法等の一部改正に伴い、本市職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要があるによる。

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(福岡市職員の再任用に関する条例の廃止)

第1条 福岡市職員の再任用に関する条例（平成13年福岡市条例第5号）は、廃止する。

(福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第11条の3第1項中「3年」を「5年」に改める。

(福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 福岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年福岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和58年福岡市条例第62号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「又は第2項」を削り、「引き続き勤務している」を「引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。第7条第3号において同じ。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

第7条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

第12条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

(福岡市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 福岡市職員の定年等に関する条例(昭和58年福岡市条例第62号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第14条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第15条・第16条)

第5章 雑則(第17条)

#### 附則

##### 第1章 総則

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

##### 第2章 定年制度

第3条第1項中「60年」を「65年」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢65年とすることが著しく不相当と認められる職を占める医師及び歯科医師その他の職員として任命権者が定める職員の定年は、65年を超え70年を超えない範囲内で任命権者が定める年齢とする。

第4条第1項を次のように改める。

任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第10条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する管理監督職をいう。以下この条において同じ。）を占めている職員については、第10条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じること。
- (2) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (3) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。

第4条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「人事委員会の承認を得て、1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなつた」を「なくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項を削る。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職（以下この章において「管理監督職」という。）は、次に掲げる職（第4条第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された職員が占める職並びにその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として任命権者が定める職を除く。）とする。

- (1) 福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号。以下「給与条例」という。）第19条の2第1項に規定する職員が占める職（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で給与条例別表第2 ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が占める職を除く。）
- (2) 福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年福岡市条例第17号）第10条の2第1項に規定する職員が占める職
- (3) 福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和49年福岡市条例第80号）第12条の2第1項に規定する職員が占める職
- (4) 福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号）第7条の2第1項に規定する職員が占める職
- (5) 給与条例別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものが占める職（第1号に掲げる職を除く。）
- (6) 前各号に掲げる職に準じる職として任命権者が定めるもの

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とすることが著しく不相当と認められる管理監督職として任命権者が定める管理監督職の管理監督職勤務上限年齢は、60年を超え64年を超えない範囲内で任命権者が定める年齢とする。

(他の職への降任等に関する説明書の交付)

第8条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）に該当する降任をするとき又は他の職への降任等に伴い降給を

するときは、法第49条第2項の規定による説明書の交付の請求があった場合を除き、同条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第9条 任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第12条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第10条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさ

せることができる。

- (1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。
  - (2) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
  - (3) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めた

まま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（特定管理監督職群による任用）

第11条 前条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第12条 任命権者は、第10条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第13条 任命権者は、第10条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第14条 任命権者は、第10条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第15条 任命権者は、年齢60年に達する年度の3月31日以後に退職をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下この条及び次条において「短時間勤務の職」という。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第16条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、任命権者が定める地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(権限の委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項及びこの条例に定めるものを除くほか必要な事項は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員にあっては任命権者が別に定め、これらの職員以外の職員にあっては人事委員会の承認を得て任命権者が別に定める。

附則に次の4項を加える。

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

- 5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年福岡市条例第 号。附則第7項において「令和4年改正条例」という。）第4条の規定による改正前の第3条第1項ただし書に規定する職員であって、第3条第1項の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、第3条第1項中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

- 6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「70年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 7 任命権者は、当分の間、職員（第3条第2項に規定する職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1項ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日まで

の期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例（昭和63年福岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「昭和58年福岡市条例第62号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続き勤務させることとされ、又は」を「引き続き勤務することとされた職員及び」に、「を延長されることとされている」を「が延長された」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）定年条例第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

（公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例（平成13年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「又は第2項」を削り、「引き続き勤務している」を「引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）定年条例第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。第11条第5号において同じ。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

第11条第4号中「又は第2項」を削り、「引き続き勤務している」を「引き続き勤務することとされた職員及び同条第2項の規定により期限が延長された」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）定年条例第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間を延

長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

(福岡市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第7条 福岡市職員の懲戒に関する条例(昭和26年福岡市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減じる額が現に受ける給料の3分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。

(福岡市職員厚生会条例の一部改正)

第8条 福岡市職員厚生会条例(平成25年福岡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年福岡市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(福岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第4項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を削る。

第6条の2第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第28条の6第2項」を「第22条の5第1項」に改め、「採用された職員」の次に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、「前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、当該短時間勤務職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「第3条」を「第3条第3項」に改める。

第6条の3中「その者」を「当該育児短時間勤務職員」に改める。

第11条第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2

項本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この項において」を加え、同項ただし書中「以下」の次に「この項及び第4項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項、第4項及び第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第21条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条の2」を「第6条第2項から第10項まで、第8条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の9項を加える。

10 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年福岡市条例第 号）第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例（昭和58年福岡市条例第62号）第3条第1項ただし書に規定する職員
- (3) 福岡市職員の定年等に関する条例（以下この項及び次項において「定年条例」という。）第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 定年条例第3条第2項に規定する職員
- (5) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

12 定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動

日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第12項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第6条の3の規定の適用については、同条中「受けるべき給料月額」とあるのは、「受けるべき給料月額と附則第12項、附則第14項又は附則第15項の規定による給料の額との合計額」とする。

17 附則第10項の規定により職員の給料月額の改定を行うときは、法第49条第2項の規定による説明書の交付の申請があつた場合を除き、同条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。

18 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	139,000	186,500	233,200	268,000	286,600	319,400	366,600	425,000	

別表第2 ア 医療職給料表(1)中

職務の級 号 給	職員 の 区 分	職務の級
		号 給
		1
		2
		3
		4
		5
		6
		7
		8
		9
		10
		11
		12
		13
		14
		15
		16
		17
		18
		19
		20
		21
		22
		23
		24
		25
		26
		27
		28
		29

26		30
27		31
28		32
29		33
30		34
31		35
32		36
33		37
34		38
35		39
36		40
37		41
38		42
39		43
40		44
41		45
42		46
43	を	47
44		48
45		49
46		50
47		51
48		52
49		53
50		54
51		55
52		56
53		57
54		58
55		59
56		60
57		61
58		62
59		63
60		64
61		65
62		66
63		67
64		68
65		69
66		70
67		71
68		72
69		73
70		74
71		75
72		76
73		77

74		78					
75		79					
76		80					
77		81					
78		82					
79		83					
80		84					
81		85					
82		86					
83		87					
84		88					
85		89					
86		90					
87		91					
88		92					
89		93					
90		94					
91		95					
92		96					
93		97					
94	定年前再任用短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
95			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
96			円	円	円	円	円
97			296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

に改める。

別表第2 イ 医療職給料表(2)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	139,000	186,500	233,200	268,000	286,600	319,400

別表第3 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	186,500	233,200	268,000	286,600	319,400	366,600	425,000

(福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第11条 福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第15条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(福岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

第13条 福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を次のように改める。

(4) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員

第6条中「15年」を「20年」に改める。

第7条の表第5条第1項の項中「15年」を「20年」に、「3年」を「8年」に改める。

第9条の4第1項中「限る。以下」を「限る。第10条第5項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第18条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第19条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第2号及び第3号中

「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第20条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改める。

第21条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に、「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

附則第4項中「第7条まで」の次に「及び附則第37項から附則第45項まで」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第38項」を加える。

附則第36項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則に次の9項を加える。

(令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置)

37 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第37項」とする。

38 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日の属する年度の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第38項」とする。

39 前2項の規定は、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年福岡市条例第 号）第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員及び福岡市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

40 福岡市職員の給与に関する条例附則第10項の規定による職員の給料月額の変定は、第5条の2第1項に規定する給料月額の変定に該当しないものとする。

- 41 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項第7号に掲げる者に対する第6条の規定の適用については、同条中「定年」とあるのは「定年（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年福岡市条例第 号）第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。））」と、「20年を」とあるのは「15年を」と、「100分の3（当該年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。
- 42 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第6条の規定の適用については、「定年から20年」とあるのは、「定年（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年福岡市条例第 号）第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）から15年」とする。
- 43 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者が、定年（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日の属する年度の初日の前日までに退職したときにおける第6条の規定の適用については、同条中「100分の3（当該年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「定年（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 44 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者が、定年（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあつては65歳

とする。)に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第6条の規定の適用については、同条中「100分の3(当該年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

45 当分の間、第5条第1項第4号に掲げる者に対する第7条の規定の適用については、同条中「定年」とあるのは「定年(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年福岡市条例第 号)第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する職員以外の者にあっては60歳と、同項ただし書に規定する職員にあっては65歳とする。)」と、「20年」とあるのは「15年」と、「8年」とあるのは「3年」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 新地方公務員法 令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)をいう。
- (3) 短時間勤務の職 新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。
- (4) 旧条例 第4条の規定による改正前の福岡市職員の定年等に関する条例をいう。
- (5) 新条例 第4条の規定による改正後の福岡市職員の定年等に関する条例をいう。
- (6) 旧条例定年 旧条例第3条に規定する定年をいう。
- (7) 新条例定年 新条例第3条に規定する定年をいう。
- (8) 旧条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていた

ものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。

(9) 新条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。

(10) 暫定再任用職員 附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

(11) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

(12) 定年前再任用短時間勤務職員 新条例第15条又は第16条第1項の規定により採用された職員をいう。

(13) 特定年齢到達年度の末日 年齢65年に達する日以後における最初の3月31日をいう。

(14) 施行日 この条例の施行の日をいう。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前に旧条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基

準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 前3号に掲げる者のほか、任命権者が第1号に掲げる者に準じる者と特に認め、かつ、人事委員会の承認を得た者であって当該退職の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 前2号のいずれかに該当する者として暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第7号において同じ。）をされたことがある者（前2号に掲げる者を除く。）
- (6) 旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1

- 項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用すること  
をいう。)をされたことがある者(前各号に掲げる者を除く。)
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末  
日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新  
条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基  
づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用す  
ることができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第15条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条  
の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (4) 施行日以後に新条例第16条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法  
第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が  
満了したことにより退職したもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、  
当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、任命権者が第1号に掲げる者に準じる者と特に認め、かつ、  
人事委員会の承認を得た者であって当該退職の翌日から起算して5年を経過する日まで  
の間にあるもの
- (7) 前2号のいずれかに該当する者として暫定再任用をされたことがある者(前2号に掲  
げる者を除く。)
- 3 前2項の規定により採用する者の任期の初日は、当該者が当該者を採用しようとする常  
時勤務を要する職に係る旧条例定年に達する日の属する年度の翌年度の4月1日以降でな  
ければならない。
- 4 第1項及び第2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範  
囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第1項及び第2項の規定によ  
り採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前で  
なければならない。
- 5 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前

の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

6 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新条例第16条第1項に規定する組合（次項並びに附則第7条第1項及び第2項において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第6項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第15条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第6項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第

4 条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年 3 月31日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第22条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における附則第 4 条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第16条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、附則第 4 条第 3 項から第 6 項までの規定を準用する。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢）

第 8 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢）

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する法第22条の 4 第 4 項の条例で定め

る年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項各号に掲げる職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第15条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢

に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第15条又は第16条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（改正後の福岡市職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第13条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第10条の規定による改正後の福岡市職員の給与に関する条例（以下この条において「新給与条例」という。）第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第6条の2第1項の規定を適用する。

3 新給与条例第6条第2項から第10項まで、第8条の2から第10条まで及び第10条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第14条 第12条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の3及び第11条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（改正後の福岡市職員退職手当支給条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第15条 暫定再任用職員は、第13条の規定による改正後の福岡市職員退職手当支給条例第2条第1項第4号に規定する職員とみなして、同項の規定を適用する。